

# 青少年健全育成 標語募集!

日高町青少年総合対策本部、青少年補導連絡協議会、教育委員会では、青少年健全育成の一環として標語を募集しています。

## ■応募資格

### 一般の部

町内在住または在勤の方

### 中学生の部

町内在住の中学生

### 小学生の部

町内在住の小学生

## ■テーマ

明るい家庭づくりや地域づくり、あいさつ運動、子どもを守る運動に関したものの、また、助け合い・仲間づくり・ボランティア活動などに関したもののほか、交通事故防止や未成年の飲酒・喫煙防止などに関したものを

## ■応募方法

小・中学生については、用紙に、作品・学校名・学年・氏名を記入のうえ、学校に提出してください。

※町外の学校へ通学されている方は、任意の用紙に記入いただき、直接教育委員会へご提出ください。

一般の方は、任意の用紙に、作品・住所・氏名・連絡先を明記のうえ、教育委員会教育課生涯学習係へご提出ください。

※応募作品数に限りはありませんが、共同作品はご遠慮ください。また、作品は未発表のものに限ります。

## ■締め切り

令和5年1月31日(火)

## ■入選発表・表彰

2月下旬

## 【お問い合わせ先】

日高町教育委員会  
☎ 6333812  
(FAX) 6333533



# 児童手当制度を ご存知ですか?

0歳から15歳(中学校修了前)までのお子さまを養育されている方に支給されます。

お子さまが児童福祉施設等に入所されている場合、このお子さまのご両親は児童手当を受けることが出来ません(施設設置者が受給者となります)。

## ■支給月

原則として、毎年度の6月、10月、2月にそれぞれの前月分までの手当を支給します。

## ■届出が必要なとき

- ・支給対象となるお子さまが増えた、もしくは減った
- ・受給者、もしくは養育しているお子さまの住所や氏名が変わった
- ・受給者が公務員になった、もしくは公務員でなくなった
- ・振込口座を変更した(受給者名義の口座に限ります)

## ■支給額

区分	養育されている方の所得が	
	所得制限以下の場合(月額)	所得制限を超える場合(月額)
0～3歳未満	15,000円	5,000円 ※所得上限額を超えた場合は支給されません。
3歳～ 小学校修了前	第1子・第2子 10,000円	
	第3子以降 15,000円	
中学生	10,000円	

## 【お問い合わせ先】

子育て福祉健康課  
(☎63338001)

# 病児・病後児保育事業のご案内

## ～子育て中のご家庭のみなさまへ～

### ■病児・病後児保育とは…

お子さまが、病気または病気回復期で集団保育ができない状態にあり、保護者の勤務の都合などにより家庭での保育ができない場合に、一時的に保護者に代わりお子さまをお預かりするサービスです(医師により受け入れが不可能と判断された場合には、ご利用いただけない場合があります)。

### ■利用できる児童

- ①生後9週～就学前の児童(ただし、特に必要な場合は小学3年生まで)
- ②医師(かかりつけ医など)の診断により、医師より許可されていること
- ③保護者が何らかの理由(勤務・病気・事故など)により、家庭で保育が出来ない状況にある児童

### ■対象となる病気

- 風邪、下痢(腸炎)など、子供が日常的にかかる疾患(脱水症状はないが、保育所などに連れていけないとき)
- 麻疹、水痘、風疹などの伝染性疾患(急性期は過ぎ全身状態は安定しているが、保育所などでの生活には不安があるとき)
- 喘息などの慢性疾患(呼吸困難は強くはないが、保育所などには連れていけないとき)
- 骨折、熱傷などの外傷性疾患(症状が固定しても、保育所などには連れていけないとき)

### ■病児・病後児保育所

『病児保育室ひまわり』 特定・特別医療法人 黎明会 北出病院(御坊市湯川町財部728-4)

利用時間: 平日の午前8時～午後6時(延長保育は、原則行いません。)

休業日: 土、日曜日、祝祭日と年末年始(12月29日～1月3日)

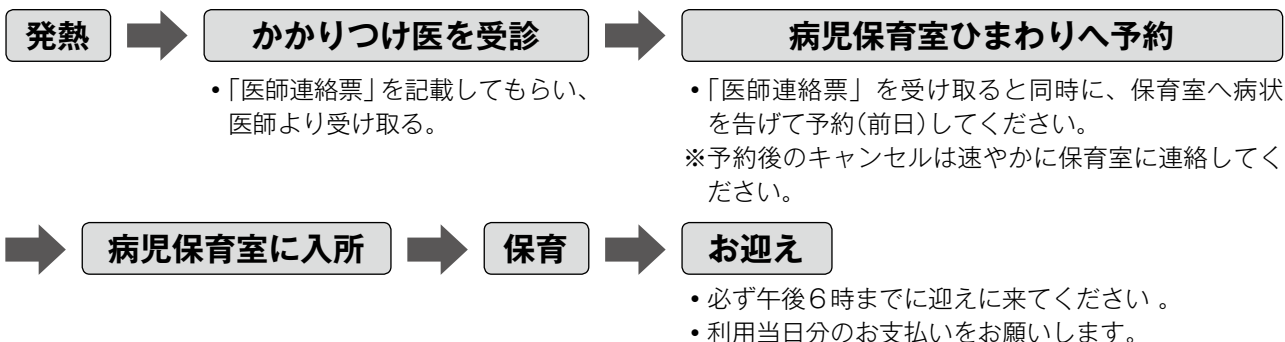
予約時間: 午前8時～午後6時(☎ 24・0144)

### ■定員: 6名

### ■ご利用料金

- ①前年度市町村民税の課税世帯(1日 2,000円 / 半日 1,000円)
- ②前年度市町村民税の非課税世帯(1日 1,000円 / 半日 500円)  
※半日とは、5時間以内の保育です。
- ③生活保護世帯(全額免除)

### ■ご利用手順



【お問い合わせ先】子育て福祉健康課(☎63・3801)